

1

日本・マレーシア経済連携協定について

財務省 関税局 経済連携室

2006年6月

我が国におけるEPA交渉の現状

状況	国・地域数	国・地域名	備考
発効済み	2	シンガポール メキシコ	2002年 1月 署名 2002年11月 発効 2004年 9月 署名 2005年 4月 発効
署名済み	1	マレーシア	2005年12月 署名 2006年 7月 発効予定
交渉中	8	ブルネイ(交渉開始に合意)、 インドネシア、フィリピン、タイ、 ASEAN、韓国、チリ、 GCC(交渉開始に合意)	GCC(湾岸協力理事会):6ヶ国 〔バーレーン、クウェート、オマーン、 カタール、サウジアラビア、 アラブ首長国連邦〕
共同研究会	4	ベトナム、インド、 オーストラリア、スイス	

協定の発効に至る経緯

- 2002年 12月：マハティール首相(当時)が首脳会談において二国間
経済連携構築の構想を提案(於 東京)
- 2003年 2月：平沼経産相(当時)とラフィーダ国際貿易産業相との
間で、政府間協議の開催に合意(於 東京)
- 2003年 5月：両国政府による作業部会を開催
- 2003年 9月：産官学による共同研究会を開催
- 2003年 12月：首脳会談において交渉開始を合意(於 東京)
- 2004年 1月：両国政府による交渉開始
- 2005年 5月：協定の主要点について大筋合意したことを首脳間で
確認(於 東京)
- 2005年 12月：両首脳が協定に署名(於 クアラルンプール)
- 2006年 4月：協定の国会承認

協定の目的

第1条

- (a) 物品及びサービスの貿易を自由化し、円滑化すること。
- (b) 投資の機会及びビジネス環境を相互に改善させ、投資財産及び投資活動の保護を確保すること。
- (c) 情報、技能及び技術の交換により、社会経済上の連携に関する一層緊密な協力を促進するための枠組みを設定すること。
- (d) 知的財産の保護を確保し、この分野の協力を促進すること。
- (e) 反競争的行為に対する効果的な規制を奨励し、この分野における協力を促進すること。
- (f) 協定の実施及び適用並びに紛争解決のための効果的な手続を創設すること。

協定の構成

第1章
総則

第6章
衛生植物
検疫措置

第11章
ビジネス環境
の整備

第2章
物品の貿易

第7章
投資

第12章
協力

第3章
原産地規則

第8章
サービスの貿易

第13章
紛争解決

第4章
税関手続

第9章
知的財産

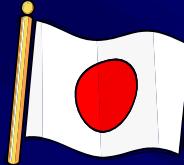
第14章
最終規定

第5章
強制規格、任意
規格及び
適合性評価手続

第10章
反競争的
行為の規制

外務省ホームページ
[www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/
fta/j_asean/malaysia/kyotei/
index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/j_asean/malaysia/kyotei/index.html)

協定の概要：第2章 物品の貿易



農産品

- ✓ 熱帯果実（マンゴー、ドリアン、パパイヤ、ランブータン）の即時撤廃
- ✓ 生鮮バナナの関税割当（1,000トンまで無税）

往復貿易量の約97%が無税¹

農産品

- ✓ 温帯果実（りんご、なし、かき）の即時撤廃

鉱工業品

- ✓ 実質上、すべての品目を関税撤廃

輸出額の約99%が無税¹

- 日本にとって第11位の輸出相手国²
- マレーシアにとって第1位の輸入相手国³

輸入額の約95%が無税¹

- 日本にとって第10位の輸入相手国²
- マレーシアにとって第3位の輸出相手国³

(出典)1: 2003年財務省貿易統計

2: 2004年財務省貿易統計

3: IMF-DOTS

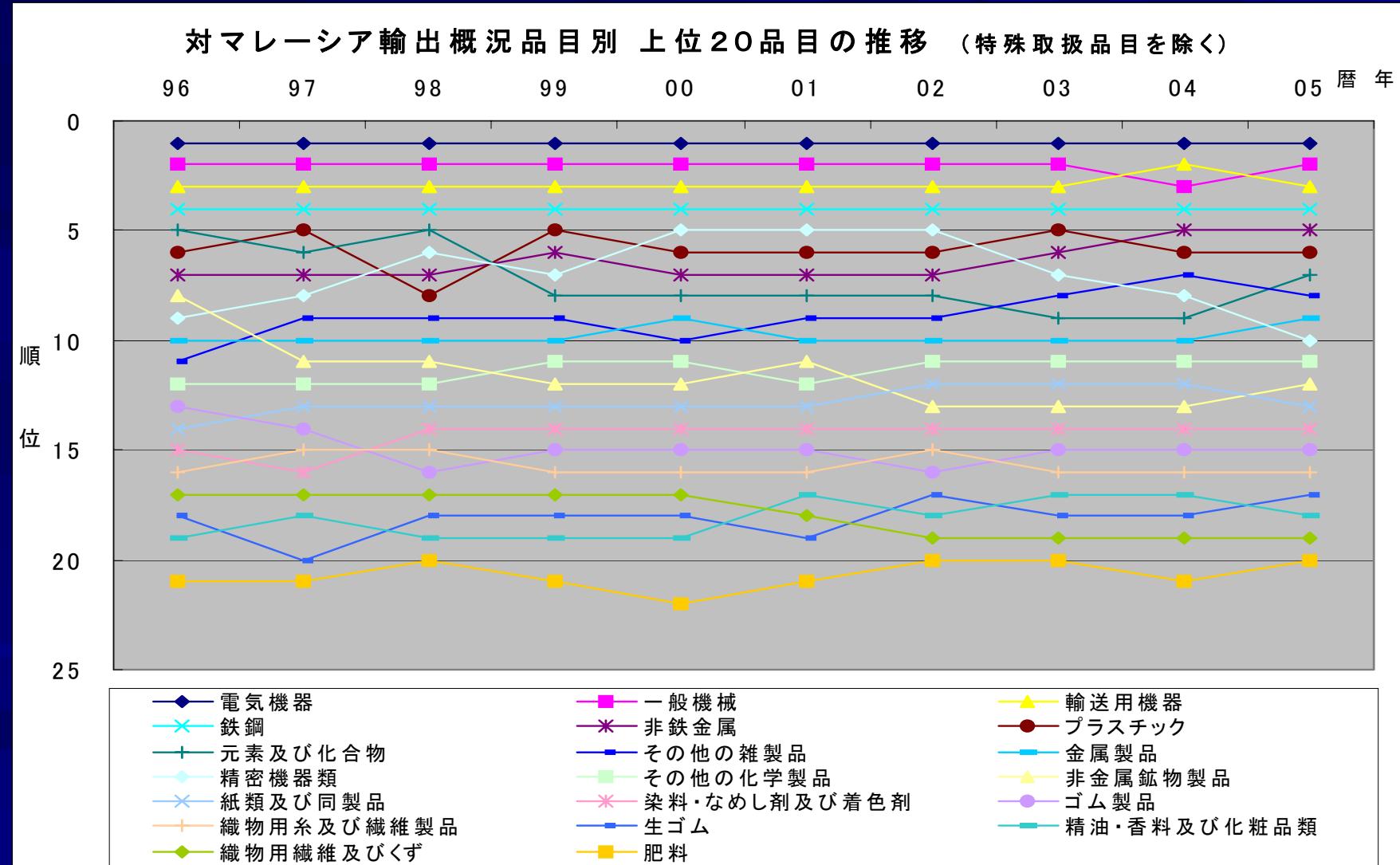
自動車

- ✓ ノックダウン車は、即時撤廃
- ✓ 完成車は、①排気量2000cc以下は2015年までに、②それ以外は2010年までに段階的撤廃

鉄鋼

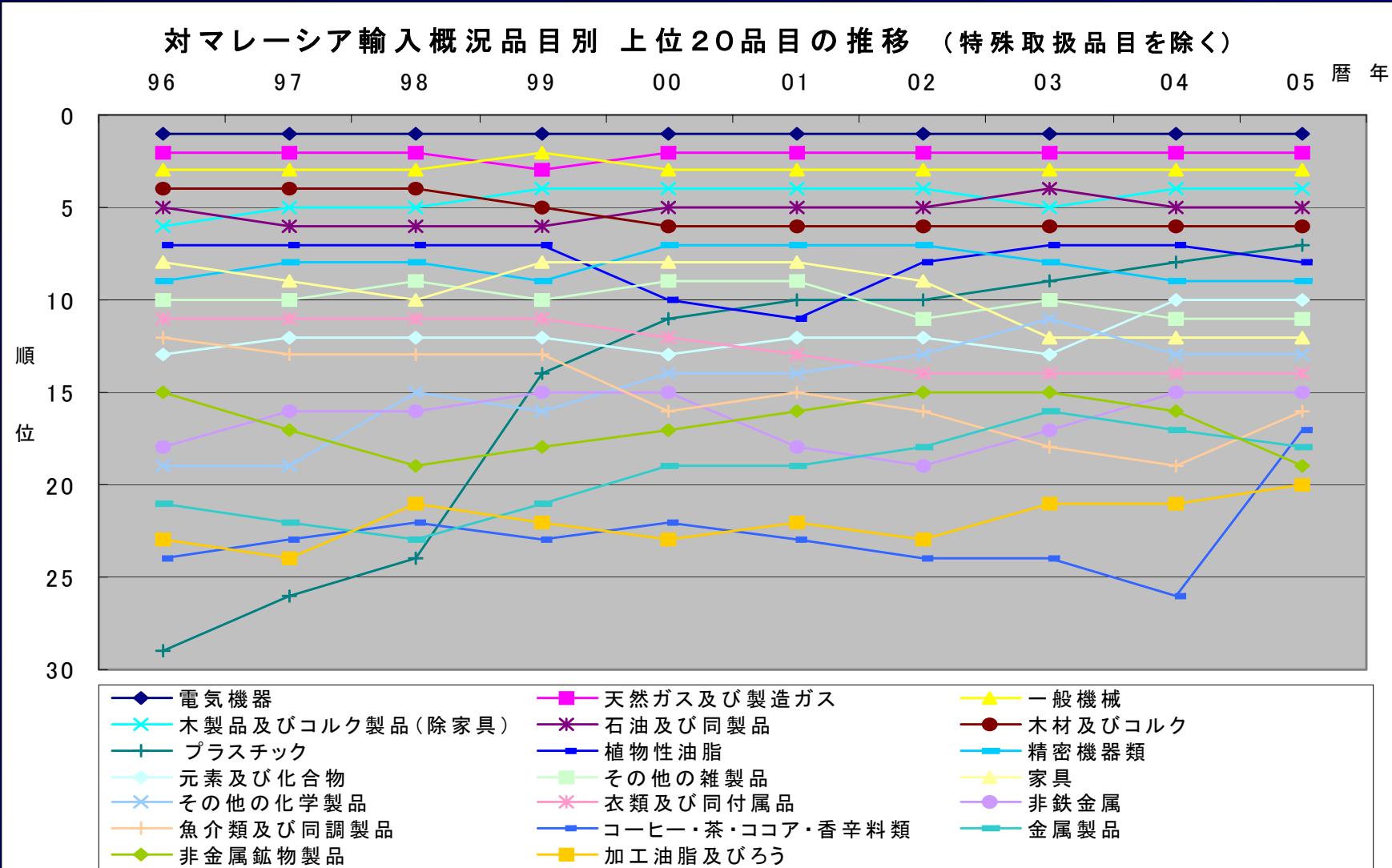
- ✓ 原則、10年以内の段階的撤廃又は15年以内の段階的引下げ
- ✓ 特定用途免税制度

日本・マレーシア貿易：主要貿易品目の変遷（輸出）



（出典）財務省貿易統計《概況品3桁ベース》7

日本・マレーシア貿易：主要貿易品目の変遷（輸入）



(出典) 財務省貿易統計《概況品3桁ベース》8

日本・マレーシア貿易：日本側譲許表（附属書1）

		○三〇二・六九	1
その他のもの かじき ふべ	その他のもの 巴拉クータ（がます科又はくうたちがます科の もの）、キングクリップ及びたい その他のもの	品名 にしん（ケルペア属のもの）、たら（ガドウス属、テラ グラ属又はメルシウス属のもの）、ぶり（セリオーラ 属のもの）、さば（スコムベル属のもの）、いわし（エ トルメウス属又はエングラウリス属のもの）、あじ（下 ラクルス属又はテカブテルス属のもの）及びさんま（コ ロラビス属のもの）	2
三一・五 %		基準税率	3
R B X A X		区分	4
1		注釈	5

3. 基準税率

関税が毎年均等に引下げ
られる品目について、引
下げが開始される基準と
なる税率を表示

4. 区分

関税の引下げ・撤廃等
の区分(方式)を記号で
表示

5. 注釈

「4. 区分」の記号が示
す内容の注釈(補足)を
数字で表示

協定の概要：日本側譲許表（区分）

表 4欄	内 容	備 考
A	協定の発効日に関税を撤廃	即時関税撤廃品目
Bn	協定の発効日から「n+1回」の毎年均等な関税の引下げ。基準税率から「n+1回目」で撤廃	段階的関税引下げ撤廃品目 $n = 5, 6, 7, 9, 10, 15$ 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
P	協定の発効日から不均等な関税を引き下げ、または撤廃	段階的関税引下げ・撤廃品目 対象品目：マーガリン、ココア調製品等 初回：協定発効日、次回以降：4月1日
Q	関税割当（先着順） 1,000トン/年度まで無税	輸出国管理（FAMAが発給する証明書が必要） 対象品目：生鮮バナナ
R	協定の発効後、一定期間を経て関税撤廃等を交渉	再交渉品目
X	関税撤廃等の譲許なし	除外品目

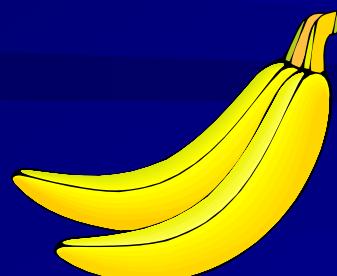
協定の概要：日本側譲許表（注釈）

表 5欄	内 容
1	再交渉の時期(協定発効後 5年毎) ⇒ さわら、たらばがに等
2	関税割当の条件(千トン／年まで無税等) ⇒ 生鮮バナナ
3	不均等な関税引下げ税率 ⇒ マーガリン
4	再交渉の時期(協定発効後 5年目) ⇒ 油脂調製品の一部
5	再交渉の時期(協定発効後 4年目) ⇒ ソーセージ等の一部
6	不均等な関税引下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部
7	不均等な関税引下げ税率 ⇒ ココアペーストの一部
8	不均等な関税引下げ税率 ⇒ ココア・パウダー
9	不均等な関税引下げ税率 ⇒ ココア調製品の一部
10	不均等な関税引下げ税率 ⇒ ココア調製品の一部

協定の概要：日本側譲許表（関税割当証明書）

マレーシア側
割当証明書
発給機関：

*Federal
Agricultural
Marketing
Authority
(FAMA)*



AGREEMENT BETWEEN THE GOVERNMENT OF MALAYSIA AND THE GOVERNMENT OF JAPAN FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP QUOTA CERTIFICATE		
EXPORTER FULL LEGAL NAME AND ADDRESS	CERTIFICATE NUMBER	
IMPORTER FULL LEGAL NAME AND ADDRESS	DESCRIPTION OF GOODS	
REMARKS		
TARIFF ITEM NUMBER	QUANTITY OF GOODS	MEASUREMENT UNIT
ISSUED IN		STAMP
VALID		
FROM	UNTIL	
SIGNATURE OF AUTHORITY		

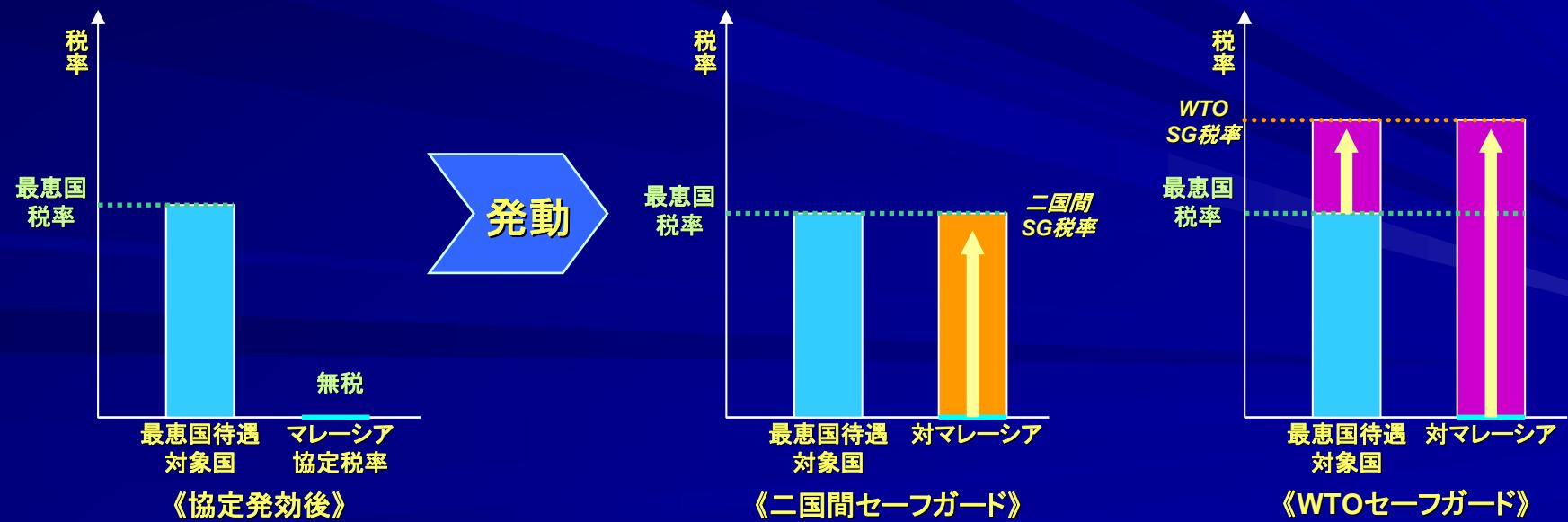
日本側 関税割当
申請書受付窓口：
**農水省 生産局
果樹花き課**

1,000トン/年度
ただし、
初年度は667トン

協定の概要：第2章 第23条 二国間セーフガード措置

要件	規定振り
発動要件	関税の撤廃・引下げの結果により、輸入の相対的又は絶対的増加により、国内産業に重大な損害又はそのおそれがある場合。
措置内容	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 関税の更なる段階的引下げの停止。 ◆ 発動時における最惠国税率 又は 協定発効前日の最惠国税率のいずれか低い方までの関税引き上げ。

例：日・マレーシア協定で無税讓許した場合



協定の概要：第2章 第23条 二国間セーフガード措置

要 件	規 定 振 り
発 動 期 間	原則4年以内、例外的に最長5年まで可能。
暫 定 措 置	発動の遅延が回復し難い損害を与えるような危機的な事態があり、重大な損害等の明白な証拠がある場合、200日以内の暫定的な関税引上げ等が可能。
調 査 手 続	WTO SG協定と同様の手続により調査(調査期間は1年)。
事 前 の 協 議	発動前に締約相手国と補償措置等について協議を行う。
補 償 措 置	実質的に等価値の関税措置を約束。
対 抗 措 置	事前の協議開始後30日以内に補償について合意が得られない場合、輸入の増加が①相対的な場合は発動後直ちに、②絶対的な場合は発動18ヶ月後又は措置が協定に適合していないと判断された後、実質的に等価値の関税による対抗措置が可能。
他のSG措置との 関係	WTOで規定されるSG措置(WTO SG及び農業協定に基づく特別SG)をとることは妨げない。

協定の概要：第3章 原産地規則

第28条 原産品

締約国の原産品とは、原則として次のいずれかの产品

- (a) 締約国の領域において完全に得られ、又は生産される产品
- (b) 締約国の原産材料のみから当該締約国の領域において完全に生産される产品
- (c) 非原産材料を使用して締約国の領域において完全に生産される产品
(品目別規則及びこの章の他の規定を満足すること)

第1章 物品の貿易 第19条 関税の撤廃

他方の締約国の原産品について、関税を撤廃、又は引き下げる。

第39条 関税上の特恵待遇の要求

輸出締約国の原産品についての原産地証明書等の要求

協定の概要：第3章 原産地規則（原産品）



協定の概要：第4章 税関手続

透明性の確保

- ✓ 法令の情報公開、照会への回答
- ✓ 法令の導入や変更時の周知期間¹
- ✓ 不服申し立て制度の確保

簡素・調和化

- ✓ 情報通信技術(ICT)の活用促進
- ✓ リスクマネジメント手法の向上
- ✓ 必要書類の削減
- ✓ 国際基準への調和

フォローアップ機能

- ✓ 税関手続小委員会
- ✓ ビジネス環境整備小委員会²



キャパシティ・ビルディング

- ✓ 研修、技術援助、専門家交流

情報交換・相互支援

- ✓ 法令の適切な執行、密輸防止のための相互支援
- ✓ 新規手続・手法、研修、人事交流における協力
- ✓ 社会悪物品の不正取引に関する情報交換
- ✓ 知的財産権侵害物品の水際取締に関する情報交換

1: 総則章で規定

2: ビジネス環境整備章で規定

協定の概要：第9章 知的財産

透明性の
一層促進

- ✓ 特許付与、実用新案・意匠・商標登録等の情報公開
- ✓ 国境における差し止め申立て情報の公開
- ✓ 知的財産保護に関する制度についての情報の公開

国境取締

- ✓ 商標権、著作権等侵害物品の差し止め制度の確保
- ✓ 差し止めされた侵害物品に関する情報の権利者への通報
- ✓ 商標権、著作権等侵害物品の積戻しを許容しない制度の確保

協定発効に向けた作業

国内法令の整備後、

- その旨を相互に通告する外交公文の交換（2006年6月13日 交換）
- 交換した日の後、30日目に発効

発効日：

2006年7月13日

EPAに関する情報の入手先（日本側）

財務省

[www.mof.go.jp/jouhou/
kanzei/fta_epa/
fta_epa.htm](http://www.mof.go.jp/jouhou/kanzei/fta_epa/fta_epa.htm)

外務省

[www.mofa.go.jp/
mofaj/gaiko/fta/
index.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/index.html)

農林水産省

[www.maff.go.jp/
kokusai.html](http://www.maff.go.jp/kokusai.html)

経済産業省

[www.meti.go.jp/policy/
trade_policy/epa/](http://www.meti.go.jp/policy/trade_policy/epa/)

〔ホームページのアドレスは、
2006年6月13日 現在〕

EPAに関する情報の入手先（マレーシア側）

国際貿易産業省

www.miti.gov.my/

関税庁

www.customs.gov.my/

農業省

[//agrolink.moa.my/](http://agrolink.moa.my/)

〔ホームページのアドレスは、
2006年6月13日 現在〕